

熊本子ども・女性支援ネット会則

(名称)

第1条 この会は、熊本子ども・女性支援ネット（通称：KCW）と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、熊本県熊本市中央区渡鹿3丁目6-19に置く。

(目的)

第3条 この会は、平成28年熊本地震の救援から復興にかけて、子どもと女性のケアが見過ごされることがないように、子どもと女性の声なき声を聴き、子どもの発達の保障と女性の権利を保障し、日常の安心を取り戻すことができるようにサポートしていくことを目的とします。

(活動・事業の内容)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 女性支援団体のネットワーク構築と事業サポート
- (2) 災害時の子ども・女性目線の環境改善
- (3) こどもの権利の保障
- (4) 救済と復興を支える人材育成
- (5) 女性の経済的自立支援
- (6) その他本会の目的を達するために必要な事項

(会員)

第5条 この会の会員は、次とする。

- (1) この会の目的に賛同し入会した者（個人・団体）とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、いかに定める会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 なし
- (2) 会員 個人 3,000円/一口、団体 5,000円/一口

(退会)

第8条 会員は、退会届を幹事会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を二年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 監査

- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、この会の業務を統括する。

- 2 監査は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、会員をもって構成し、年に一回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(幹事会)

第14条 幹事会は役員をもって構成する。但し、監査を除く。

2 幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は、平成28年4月20日から施行する。